

業務用季節別時間帯別電力実施要綱

株式会社さくら新電力

目次

| | | |
|----|----------------------|---|
| I. | 本 則 | 1 |
| 1. | 適用範囲 | 1 |
| 2. | 本実施要綱の変更 | 1 |
| 3. | 契約負荷設備および契約受電設備 | 2 |
| 4. | 契約電力 | 2 |
| 5. | 季節区分・時間帯区分 | 3 |
| 6. | 電気料金 | 3 |
| 7. | 使用電力量の算定 | 4 |
| 8. | 予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い | 4 |
| 9. | その他 | 5 |
| 附 | 則 | 6 |
| 別 | 表 | 7 |

I 本 則

1 適用範囲

- (1) 業務用季節別時間帯別電力実施要綱（以下、「本実施要綱」といいます。）は、電気需給約款（高圧）（以下、「需給約款」といいます。）とともに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他供給条件（以下「託送約款等」といいます。）にもとづき、本実施要綱 1（2）の地域のお客さまに高圧で電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、以下のいずれかに該当する場合に適用します。
- (a) 契約電力が原則として50キロワット以上2000キロワット未満とします。
 - (b) 特別な事情によりお客さまが希望し、一般送配電事業者との協議が整った場合は、契約電力が50キロワット未満についても適用することがあります。
 - (c) 特別な事情によるお客さまの希望、または一般送配電事業者の供給設備の都合上やむをえない場合で、一般送配電事業者との協議が整った場合は、契約電力が2000キロワット以上についても適用することがあります。
- (2) 本実施要綱は、次の地域に適用します。
- ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。
- 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2 本実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合に民法の規定にもとづき本実施要綱を変更することがあります。
- この場合、契約期間中であっても、変更後の実施要綱によります。
- ア 託送約款等が改定または法令・条例・規則等の制定・改廃に伴い、それをふまえた実施要綱への変更が必要な場合。なお、本実施要綱の変更までの間、本実施要綱での託送約款等は変更後の託送約款等によります。
- イ 消費税および地方消費税の税率が変更により電気料金に変更が必要な場合
- ウ 社会の変化等により当社へ大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合。
- (2) 本実施要綱の変更方法は、お客さまに対し、事前に変更する事項をお知らせし、変更後も変更した事項をお知らせします。ただし、変更とされない事項はお知らせを省略することがあります。本実施要綱の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更の場合には、事前に変更事項の概要のお知らせのみとする場合があります。
- (3) 本実施要綱の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

3 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の場合には、契約負荷設備および契約受電設備を事前に設定していただきます。

4 契約電力

契約電力は、次のとおり定めます。

(1) 契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(a) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(ア) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、お客さまが同一の需要場所で、新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合は、新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、本実施要綱によって受けた供給とみなします。

(イ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

(ウ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協

議によって定めた値を上回る場合とします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となった場合は、すみやかに(2)によって契約電力を定めることとし、それまでの間の契約電力は(1)によって定めます。

5 季節区分・時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりとします。

(a) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(b) 他季

毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1(休日等)の該当する時間帯をのぞきます。

(b) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。

(c) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

6 電気料金

(1) 1月の電気料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、需給約款別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価額が需給約款別紙1(燃料費調整)(1)ロに定める31,400円(以下、「31,400円」といいます。)を下回る場合は、需給約款別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料

価格が31,400円を上回る場合は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき、お客さまとの個別協議のうえ定めた1キロワットの単価に契約電力を乗ずる額とします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合は除きます。）の基本料金は、半額とします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月につき、下記区分ごとにお客さまとの個別協議のうえ定めた単価に使用電力量を乗じて算定します。

| | |
|-------|----------|
| ピーク時間 | 1 kWhにつき |
| 夏季昼間 | 1 kWhにつき |
| 他季昼間 | 1 kWhにつき |
| 夜間 | 1 kWhにつき |

(c) 力率割引および割増し

力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しします。

7 使用電力量の算定

電力量料金を季節別および時間帯別に算定する場合の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量の料金の算定期間での合計によりえた値とします。

8 予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い

(1) 適用条件

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給のため、次の場合により予備電線路による電気の供給を希望する場合は、予備電力Aとして、本実施要綱とあわせて契約することができます。

(a) 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

(b) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値とします。ただし、異なる契約電力を希望する場合は、予備電力Aによって使用される契約負荷設備および契約受電設備また

は予想最大需要電力を基準とし、お客さまとの協議により定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、原則として50キロワットを下回らないこととします。

(3) 電気料金

料金は、6（電気料金）によって算定された金額に次の金額を加えた金額をその1月の料金とします。ただし、電力量料金は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価額が需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ロに定める31,400円（以下、「31,400円」といいます。）を下回る場合は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、需給約款別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については1月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率とします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものとして）の5パーセント、予備電源については1月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率とします。）によって算定された値（電気を使用する場合のものとして）の10パーセントに相当するものとします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当電力量料金率を適用し、常時供給分の電力量料金にあわせて算定します。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはありません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの算定上、予備電力Aで使用した電気は、原則として、常時供給分によって使用した電気とみなします。

(5) その他

(a) お客さまが希望される場合には、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(b) その他の事項については、常時供給分の規定に準じます。

9 その他

(1) 当社の料金算定の際、日割計算が必要となる場合には、需給約款24（日割計算）に準じます。

(2) 料金や電力使用量等に端数が発生した場合には、需給約款3（単位および端数処理）に準じます。

(3) 本実施要綱に記載のないその他の事項については、需給約款によるものとします。

附 則

1 実施期日

この本実施要綱は、2020年12月1日から実施します。

別 表

1 休日等

本実施要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月 2日

1月 3日

1月 4日

4月30日

5月 1日

5月 2日

12月29日

12月30日

12月31日